

亀山市告示第224号

亀山市エネルギー価格高騰対策中小企業者等助成金交付要綱を次のように定める。

令和4年11月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市エネルギー価格高騰対策中小企業者等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際紛争に伴い、事業活動においてエネルギー経費の高騰の影響を受けた市内中小企業者等に対し、亀山市エネルギー価格高騰対策中小企業者等助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、中小企業者等の負担を軽減し、もって事業の継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「エネルギー経費」とは、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油及び重油の購入に要した経費（他者への販売を目的として購入したものを除く。）をいう。

2 この告示において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者
- (2) 個人で開業し、主たる収入が事業所得又は雇用契約によらない業務委託契約等に基づく雑所得若しくは給与所得である個人事業者

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和4年11月1日において市内に本店、支店又は営業所を有し、かつ、市内において事業活動を営む中小企業者等であって、引き続き、市内で事業活動の継続を行う意思があるものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは、交付対象者としない。

- (1) 代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員等が亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者であり、

- 又はこれらの者が直接的若しくは間接的に経営に関与している中小企業者等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに係る接客業務受託営業を行う中小企業者等
 - (3) 政治団体
 - (4) 宗教上の組織若しくは団体又は業として宗教上の行為を行う中小企業者等
 - (5) 亀山市が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施する他の助成制度等に基づく助成金等の交付対象となる中小企業者等
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が交付対象者として適切でないとする者
(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、交付対象者がその業務を行う上で令和4年4月から同年10月までの間の任意の1月に市内の事業所が負担したエネルギー経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計額に応じて、次に定める額とする。ただし、合計額が10万円に満たない場合は、助成対象経費としない。

- (1) 10万円以上20万円未満 5万円
- (2) 20万円以上30万円未満 10万円
- (3) 30万円以上40万円未満 15万円
- (4) 40万円以上 20万円

2 助成金の交付は、1の中小企業者等につき1回を限度とする。

(助成金の交付請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年12月1日から令和5年2月28日までに、亀山市エネルギー価格高騰対策中小企業者等助成金交付請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 振込口座及び口座名義人が分かる通帳等の写し
- (3) 助成対象経費の支払が確認できる書類の写し

(4) 経費算出根拠明細書(様式第3号)

(5) 市内に事業所を有し、市内で事業活動を行っていることが分かる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、亀山市エネルギー価格高騰対策中小企業者等助成金交付請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに助成金の交付を決定し、申請者が指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。